

ゆうせい共済

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792

※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター

〇〇担当 あて

※必ず担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、
申請様式の取得にご利用ください。

スマートフォン対応



③ 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間: 午前9時～午後6時

〔土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3) 除く〕

Contents

- 介護掛金率の改定 2
- 令和3年度「特定健康診査受診券」の送付 2
- 就職・別居等に伴う被扶養者の
認定取消手続を忘れずに 3
- 4月から貸付金利率が変わります
(特別貸付・住宅貸付) 4
- 年金の受給権発生後に共済組合へ
再加入した方へ 4

令和3年度「みらい」の募集は、
4月19日から始まります。

募集チラシ(申込書、資料請求書)は、別途各局所あて送付します。

介護掛金率の改定

令和3年4月から介護掛金率を次のとおり改定します。

	変更前 令和3年3月まで	変更後 令和3年4月から	引き下げ幅
介護掛金率	0.869%	0.839%	0.030%

※ 介護掛金（標準報酬×介護掛金率）は40歳以上65歳未満の組合員が納付対象です。

〈 標準報酬・任継担当 〉

令和3年度 「特定健康診査受診券」の送付

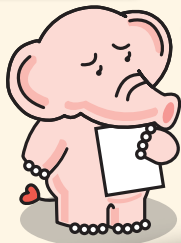
送付日 令和3年6月上旬から7月上旬

対象者 ①と②の両方を満たす方に「特定健康診査受診券」を送付します

- ① 令和3年4月1日現在、被扶養者又は任意継続組合員の資格がある
- ② 令和3年度中に満40歳～74歳の方 ※75歳に達する方は誕生日の前日まで受診可

送付先 組合員本人の自宅住所あて

早期送付申込み



Q

4月20日に受診したいので、
受診券を早く送付してほしい

A

下記のQRコードから申込みできます！
申込期限:令和3年4月30日(金)

※5月1日以降の申込みは、受付できません。



申込みはこちらから！

● 特定健診受診券発行等専用フォーム

トップページ ▶

用語から探す ▶

特定健診・特定保健指導 ▶

特定健康診査(特定健診) ▶

受診券の発行 ▶



スマホ用
QRコード

送付先変更申込み



Q

別居している被扶養者の自宅あてに
直接送ってほしいな…

A

上記のQRコードから送付先変更の申込みができます！
申請期限:令和3年4月30日(金)

※5月1日以降の申込みは、受付できません。

特定健康診査とは？

生活習慣病のリスクを早い段階で見つけるための健康診断です。

特定健診のメリット

- 毎年受けると経年変化が分かり、健康管理に役立ちます！
- 病気を予防し、医療費を減らせる可能性が高くなります。

受診券を使うと
約8,000円かかる健診が
無料になるぞう♪



- ① 特定健診は年度内1回限りです。



- ② 2回以上受診した場合には、2回目以降のかかった費用を全額負担していただきます。
共済組合の資格を喪失した後に特定健診を受診した場合にも、後日そのかかった費用を全額負担していただきます（遡って資格を喪失した場合も同様です）。

〈 助成担当 〉

就職・別居等に伴う被扶養者の認定取消手続を忘れずに

概要

被扶養者として認定されている方が、就職や別居等により、被扶養者の要件を欠いた（扶養しなくなった）場合は、速やかに共済組合へ届け出てください。

- 就職した（日本郵政グループ各社に就職した場合も手続が必要です。）
- パート・アルバイト先で社会保険に加入した（他の健保等の保険証が交付された）
- 別居し、組合員が被扶養者の生活費を負担しなくなった
※ 生活費の負担は口座間送金により行う必要があります。
- 雇用保険（失業給付）、傷病手当金等を受給し始めた
- 結婚により、組合員が扶養しなくなった
- 組合員の離婚により、扶養しなくなった 等
- 日本国内に住民票がなくなった（国内居住要件非該当）

手続の際は、被扶養者の要件を欠いた理由及び年月日が確認できる資料の提出が必要です。

手続方法

次の書類等を用意して、共済センター被扶養者担当へ送付してください。（住所は表紙を参照）

提出書類等

- 様式「[取消用]被扶養者申告書」
- 様式「組合員証等返納票兼亡失届」
- 被扶養者証等 ※下記も参照
- 取消理由に応じて「認定取消に必要な書類一覧」で指定されている書類
- 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者に限る）
- 認定取消となる要件や手続方法の詳細は共済組合HPをご覧ください。

トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 被扶養者が減った（取消）

各種様式と併せてホームページに掲載しています。被扶養者の要件を欠いた理由や日付を証明していただく書類は多岐に渡りますので、必ずご確認ください。



スマホ用
QRコード



被扶養者証等も必ず返納を！

被扶養者の認定取消手続を行ったときは、共済組合の被扶養者証等も必ず返納してください。

被扶養者証等とは、次のものをいいます。

被扶養者証（保険証）、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書

返納方法

- ① カードの場合は、右下を切り取ってください。紙の場合はそのまま構いません。
- ② 様式「組合員証等返納票兼亡失届」に必要事項を記入します。
● 様式はホームページからダウンロードできます。

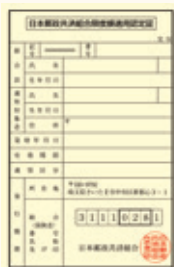
トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 組合員証等の再交付／返納

- ③ ①と②を併せて、組合員が直接、共済センター被扶養者担当へ郵送してください。

こちらを郵送

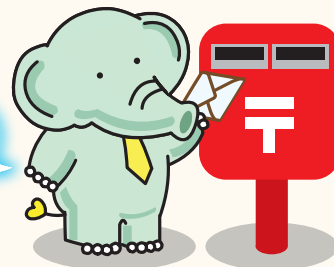


処分



（紙の証はそのままの状態）

所属の会社には
返納しないでください。



〈被扶養者担当〉

4月から貸付金利率が変わります（特別貸付・住宅貸付）

令和3年4月1日以降の送金分より、下表のとおり貸付金利率が変わります。



令和3年3月31日以前に貸付を受けた分の貸付金利率は変わりません。
また、共済貸付による借り換えはできません。予めご了承ください。

共済貸付利率変更表（令和3年4月1日～）

種類	貸付利率		
	変更前 令和3年3月送金分まで	変更後 令和3年4月送金分から	引き上げ（引き下げ）幅
普通貸付	4.26%	4.26%	据え置き
特別貸付	1.86%	1.76%	▲0.1%
一般住宅貸付	1.27%	1.31%	0.04%
特別住宅貸付			

【注】上記一覧表の変更後の利率は、令和3年4月1日付で改正される利率です。

〈貸付・みらい担当〉

年金の受給権発生後に共済組合へ再加入した方へ

再度、日本郵政グループの共済組合員となった方で、下記の要件に該当する方は「再就職届」の提出が必要です。

提出対象者

- ① 年金の支給開始年齢に到達している方（右表参照）で、資格喪失後1日以上の間を空けて、共済組合員資格がある雇用コース（※）で再雇用された方。

※ 各種「再雇用シニア〇〇職」（短時間除く）、継続雇用局長コース

- ② 障害年金等を受給されている方で、一度退職した後、再び日本郵政グループの共済組合員資格を取得した方

生年月日	支給開始年齢
～S 32.4.1	60～62歳
S 32.4.2～S 34.4.1	63歳
S 34.4.2～S 36.4.1	64歳
S 36.4.2～	65歳

年金受給権発生

ケース
1

共済組合加入中

退職
（組合員資格を喪失）

共済組合加入中

再就職
（組合員資格を再取得）

ケース
2

共済組合加入中

年金受給権発生

退職
（組合員資格を喪失）

共済組合加入中

再就職
（組合員資格を再取得）

次の方は
提出不要です

- 年金の支給開始年齢到達前の方
- 退職後引き続いて、共済組合員資格がある雇用コース（※）で再雇用された方
※ 各種「再雇用シニア〇〇職」（短時間除く）、継続雇用局長コース
- 共済組合員資格がない雇用コース（短時間等）で再雇用された方

● 書類の様式は共済組合HPからダウンロードできます。

トップページ ▶ 人生のイベントから探す ▶ 入社/退職 ▶ 年金受給権者の再就職の届出



スマホ用
QRコード

郵送先 日本郵政共済組合共済センター 年金担当（住所は表紙を参照）



「再就職届」の提出が遅れると…

- 年金の過払い分の返納額が膨らむ
- 新たな年金加入記録が登録されない 等の不利益となる恐れがありますので、速やかにご提出ください。

年金受給権者だから
忘れずに提出するぞう！



〈年金担当〉